

# 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」の概要について

平成 30 年 8 月 30 日 農政部

## 1. 法律の概要

### ○名 称

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（以下「農村産業法」という。）

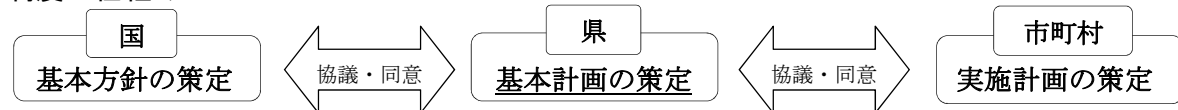
### ○制定経過等

昭和 46 年法律第 112 号 「農村地域工業等導入促進法」制定  
平成 29 年 6 月 最終改正（農村産業法に法律名を変更）

### ○目 的

農村地域への産業の積極的かつ計画的な導入の促進とあわせ、農地の集団化等により農業構造を改善し、農業と工業の均衡ある発展と農村地域の所得向上等の雇用構造の高度化を図る。

### ○制度の仕組み



### ○支援措置

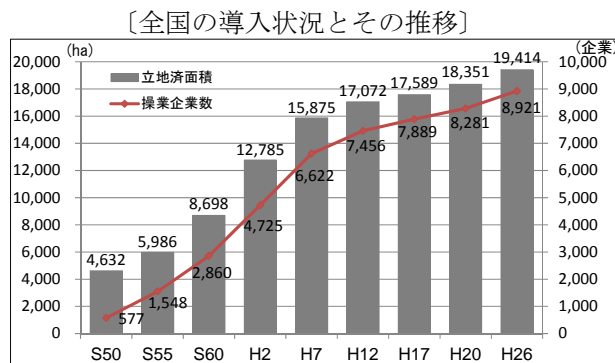
#### ・土地利用上の措置

農地転用に係る配慮（農地法の転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）

#### ・税制上の措置

個人が産業導入地区に供するために農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減(上限 800 万円)

### ○法律を活用した産業の導入状況



〔県内の導入状況 (H28. 3. 31 時点)〕

実施計画 策定市町村数	団地数	団地の総面積 (ha)		企業数
		うち、遊休地 (割合)		
28	69	660	25.8 (4%)	405

※県内の導入企業の業種内訳は、製造業 348 (86%)、道路貨物運送業 28 (6.9%)、こん包業 1 (0.2%)、卸売業 28 (6.9%)。

## 2. 平成 29 年の法律改正と導入業種の考え方

### ○法律改正の背景とその趣旨

農村地域の高齢化や人口の減少、産業構造の変化を踏まえ、農村地域で立地ニーズの高い産業や地域内発型産業の導入を促進することで、農業従事者のほか農村地域の若者や移住者等を含めた就業の場を確保し、農村全体の雇用の確保と所得向上、農村地域の維持・発展を図る。

### ○主な改正内容

#### ・対象業種の限定の廃止

工業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業の 5 業種に限定されていた業種について、法律上の限定を廃止

### ○対象業種の考え方

新たな業種を導入する場合は、国の基本方針の考え方等を踏まえ、県が基本計画に当該業種を位置付けた上で、市町村が実施計画を策定することとされた。

〔国の基本方針における導入業種の考え方〕

- ・農業従事者の安定した就業機会が確保され、所得の向上等の雇用構造の高度化が図られること
- ・立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとする
- ・地域内発型産業や立地ニーズの高い産業の導入を推奨すること など

例) 農産物加工施設・直売所、農家レストラン、ワイナリー、バイオマス発電施設等